

## 事業継続計画

### 第1章 総則 (目的)

第1条 この事業継続計画(以下「BCP」という。)は、社会福祉法人慈雲会(以下「法人」という。)の法人防災規程(以下「防災規程」という。)第6章の規定により、震災等の災害が発生した際に利用者と職員の安全を確保し、継続的に介護サービスを実施するために以下の事を目的とする。

- (1) 利用者と職員の安全を守る。
- (2) 利用者に対するサービスを継続的かつ安定的に提供する。
- (3) 法人理念に基づき、地域の一員として災害時の福祉拠点として積極的に役割を果たす。

#### (基本方針)

第2条 前条の目的を達するため、BCPにおける基本方針を以下のとおり定める。  
特別養護老人ホーム(以下施設という)  
利用者の生命の維持及び生活の維持継続に必要な食事・介護・看護に関するサービスの提供を継続する。

#### (適用範囲)

第3条 このBCPは、法人内の施設に勤務する全職員に適用する。職員は、災害が発生した際、BCP及び関連するマニュアルに則って行動する。

#### (BCPの運用体制)

第4条 災害時に利用者及び職員の安全を確保し、サービスの提供を効果的に実施するためには、BCPを具体的で実践的なものとする必要がある。  
したがって、法人防災対策本部は、防災対策本部会議でBCPを年に1回見直し及び災害訓練時の都度検証を行うとともに、職員が共通理解を深められるよう周知を図る。  
また、防火管理者及び防災責任者と協議し、職員に対して災害時の対応及び事業継続に対する認識を深めるために以下のとおり研修・訓練を行う。

- (1) 事業所内訓練
  - ①地震発生時の対処方法

- ②初期消火活動
- ③利用者の安否確認の方法
- ④出入口の確保
- ⑤安全な避難スペースの確保及び誘導の方法
- ⑥応急手当の方法
- ⑦夜間を想定した訓練
- ⑧緊急時、施設外への伝達方法の確認（電話か徒歩）
- ⑨地震災害等に対する基礎知識や事業所の地震対策の習得

(2) 地域との合同防災訓練

- ①事業所近隣地域との関係性を強化し、災害時の相互協力体制を確立する。
- ②各事業所は、町会の防災担当者と連絡先を相互に交換し、災害時の情報を共有する。
- ③町会の防災計画に則り、防災訓練の日程を事業所の事業計画に明記して、計画的に参加する。

第2章 災害時における組織体制と被害想定  
(災害対策本部の設置)

第5条 法人は、東京都区部地域で震度6弱以上の地震が発生した場合及び水害等による大規模な被害が発生した場合、法人本部に「法人災害対策本部」（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

震度6弱未満の地震の場合であっても利用者や職員及び建物等に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがあるなど緊急の対応が必要な場合にも設置する。

ただし、その場合は本部長(本部長代理)が本部員と協議し設置する。

(災害対策本部の構成と役割)

第6条 前条の規定に則り設置された災害対策本部の構成及び役割は、以下のとおりとする。ただし、本部長代理については職指定により順位を決めてその職位にある者が就くこととする。

本部長	渡邊 雅弘	(理事長)	全体の指揮及び判断・災害対策本部の設置
本部長代理	熊木 美智子	(業務執行理事)	本部長の補佐及び代行業務
本部員	宮崎 佐和子	(事務)	関係機関との連絡調整及び協力要請
	橋本 佳子	(介護支援専門員)	被災状況に関する情報収集
	紫藤 文子	(看護師)	職員の被災、参集状況の把握
	阿部 由利子	(介護福祉士)	施設、設備等の被災状況確認、情報収集

(災害内容の規模及び被害の想定)

第7条 BCP策定にあたり、想定する災害の規模及び被害状況は以下のとおりとする。なお、被害状況の想定は、今後検討を重ねた際に修正及び追加で記載すべき事項がある場合は、適宜見直すこととする。

(1) 震災・水害

想定震度 水害等 震度7 大災害を伴う水害等

建物 建物の倒壊はなし (一部損傷あり)

ライフライン 事業所周辺地域一帯3日間停止 (電気・ガス・水道)

通信 電話：不通或いは通話困難

携帯：不通 (3日間)

PCインターネット：使用不可

携帯メール：使用不可

周辺地域 家屋の一部倒壊あり

交通混乱により、翌日まで利用困難。

(2) 長期停電

長期停電 大型台風等により、1ヶ月程度の長期停電が予測される災害

建物の倒壊はなし

ライフライン 電気のみ不通、ガス・水道は影響なし

通信 電話：開通 (不通の可能性もあり) 携帯：開通

PCインターネット：使用可能

携帯メール：使用可能

周辺地域 都内全域の停電

交通 都内交通運休状態

(3) 感染症

緊急事態宣言発令時を伴う感染発生時 (新型コロナウイルス等)

建物 建物の倒壊はなし

ライフライン 電気・ガス・水道の影響なし

通信 影響なし

周辺地域 公共施設・病院への入館禁止状態

交通 交通障害なし

(人的被害等の想定)

第8条 前条の想定による人的被害は以下の通り想定する。

(1) 震災の場合

### ①職員の状況

- ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行える一方、職員の帰宅困難が発生するウ) 夜間や休日の発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。
- エ) 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

### ②利用者の状況

- ア) 揺れによる転倒や落下物等による負傷者が発生する可能性がある。
- イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。
- ウ) 不穏な精神状態となる可能性がある。

## (2) 水害の場合

### ①職員の状況

- ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- イ) 日中帯の発生であれば人員の確保は行えるが、職員の帰宅困難が発生する。ウ) 夜間や休日の発生の場合、一部職員の不在及び人員の確保が困難となる。

### ②利用者の状況

- ア) 居宅利用者の場合、地域のよっては水没等の被害の可能性があり避難が必要となる。
- イ) 負傷の程度によっては医療機関への搬送が必要となる。
- ウ) 不穏な精神状態となる可能性がある。

## (3) 長期停電の場合

### ①職員の状況

- ア) 就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。
- イ) 交通障害による職員の通勤が困難になる。
- ウ) 職員や事業所間での連絡が取りにくい状況となる。

### ②利用者の状況

- ア) 夏場の発生時は体温調整が困難になる。
- イ) 家電が使えなくなることにより食事提供が非常食対応となる。外部からの食料調達が必要となる。
- ウ) 不穏な精神状態となる可能性がある。

## (4) 感染症の場合

### ①職員の状況

- ア) 感染及び濃厚接触者、感染の疑いにより、就業時間に予定人員が確保できない可能性がある。

### ②利用者の状況

- ア) クラスター感染のリスクが上がる。
- イ) 職員からの感染リスクが高くなり、死亡を伴う病状になる可能性がある
- ウ) 外出自粛に伴う不穏な精神状態となる可能性がある。

#### (職員の体制)

第9条 災害発生時における職員の体制については、震度6弱以上の地震が発生したときは、職員本人と同居家族及び自宅の安全を確認したうえで事業所に参集する。

(東日本大震災時、関東震度5強で公共交通機関の停止程度であったため、自主参集を震度6弱以上とした。震災状況によっては各施設防災責任者で適宜判断し、連絡網やメールを通じ参集呼びかけを行う。)

### 第3章 災害時における優先業務

#### (災害時優先業務)

第10条 災害時においては、利用者と職員の生命の維持、安全の確保のための業務を最優先とし、被害を最小限にとどめると共に、利用者の生活の維持に必要なサービスを継続して提供する事を優先に取り組む。

また、災害発生からの時間経過とともに以下の業務等について優先的に実施する。

#### (1) 発生後1時間以内に行う業務等

- ① 発生直後の安全確保
- ② 安全な場所への避難誘導
- ③ 利用者と職員の安否確認
- ④ 事業所の被害状況の確認
- ⑤ 災害対策本部への被災状況報告
- ⑥ 災害対策本部の設置及び第1回災害対策会議の実施

#### (2) 発生後24時間以内に行う業務等

- ① 備蓄品の使用準備
- ② 今後のサービスの提供方針及び役割分担の確認
- ③ 主な優先業務の具体的実施方法等の確認
- ④ 利用者家族や関係機関、業者等への連絡

#### (3) 発生後72時間以内に行う業務

- ① 救援物資の受け入れ体制の確保
- ② 防災ネットワークへの報告と支援要請

- ③ ボランティアの受け入れ体制の確保
- ④ 福祉避難所としての要介護者の受け入れ準備
- ⑤ 復旧に向けた取り組み

(縮小・中断する業務)

第11条 災害時において利用者の生命の維持、安全の確保のため縮小・中断しても利用者と職員の生命の維持と安全確保に重大な影響を及ぼさないサービス等については縮小・中断する事とする。

なお、災害発生時における業務縮小の基準は、参集職員数に応じ下のとおりとする。

#### (1) 震災・水害

##### 業務基準

参集職員数	夜勤者のみ	利用者	と職員	の生命と安全を確保する
夜勤者+宿直者+α		利用者	と職員	の安全確保のみ最低限の業務
通常の50%程度		食事・排泄	を中心に行い	その他は中止・縮小

##### 食事提供

参集職員数	夜勤者のみ	他の職員が参集するまではなし	備蓄食糧の確認
夜勤者+宿直者+α		出来る範囲で備蓄食糧を提供	定時にはこだわらない
通常の50%程度		備蓄食糧を提供	ライフラインの復旧に応じて調理

##### 食事介助 口腔ケア

参集職員数	夜勤者のみ	他の職員が参集するまではなし
夜勤者+宿直者+α		出来る範囲で介助
通常の50%程度		順次介助

##### 入浴介助 清拭

参集職員数	夜勤者のみ	他の職員が参集するまではなし
夜勤者+宿直者+α		入浴なし 失禁等必要性のある利用者から清拭
通常の50%程度		入浴なし 清拭は適宜実施

##### 排泄

参集職員数	夜勤者のみ	必要な利用者のみ
夜勤者+宿直者+α		オムツ対応等での回数減
通常の50%程度		ほぼ通常どおり

##### レクリエーション

参集職員数 夜勤者のみ 中止  
夜勤者+宿直者+α 中止  
通常の 50%程度 中止

#### 清掃

参集職員数 夜勤者のみ 中止  
夜勤者+宿直者+α 中止  
通常の 50%程度 必要箇所のみ実施

#### 洗濯

参集職員数 夜勤者のみ 中止  
夜勤者+宿直者+α 使い捨て出来るも物を使用  
通常の 50%程度 見通しが付くまで使い捨て出来る物を使用

#### 夜間体制

参集職員数 夜勤者のみ いる職員で対応  
夜勤者+宿直者+α いる職員で対応  
通常の 50%程度 夜勤時間の延長 変則勤務の開始

### (2) 長期停電

災害時の基本業務は上記震災・水害に準じて行動する。

ただし、1ヶ月以上の停電が見込まれることから施設において発電に関する対応を行うこととする。

小型発電機の優先順位となるため、エレベーター・エアコンについては機器の適合等の検査を行い、今後の検討課題としていくこととする。

#### 発電に関する優先順位

- ① 冷蔵庫(炊飯器や湯沸かしポットも含む)
- ② 温かい食事
- ③ ホットタオル(清拭用)
- ④ 夜間の灯り
- ⑤ 照明
- ⑥ 通信機器の充電

### (3) 感染症 災害時の基本業務は上記震災・水害に準じて行動する。

ただし、感染にかかる業務形態については下記の通り運用する。

感染発生から蔓延・収束期までの運用

## 通勤方法

出勤前に、自分の体調を自覚し検温など必要な対策をとる

公共機関を利用しない方法がある場合は、その手段を優先する

- ・公共機関を利用する場合はマスクの着用を行う
- ・公共機関を利用する場合は、可能な限り、密集・密接の時間帯を避ける
- ・出勤時に全身と手指の消毒をする
- ・衣類については、出退勤時と仕事着に分けて対応する
- ・手指消毒剤〔携帯用〕を携帯する
- ・自宅に帰れない職員の宿泊場所の確保（男女別等の配慮の必要あり）を、緊急会議または本部事務局・管理者判断にて検討する。

業務中の衛生管理・感染マニュアル及び緊急防災委員会による決定事項に則り消毒管理を行う

- ・出勤時と退勤時の消毒、手洗い、うがいの実施・外から室内に入る場合は、入口で一度手指消毒を行ってから入室し、手洗い、うがいの実施後、再度手指消毒を行う

〔全身用除菌等スプレーの準備がある場合は、衣類の上から吹き掛ける〕

- ・衣類については出退勤時と仕事着を分けて対応する
- ・業務中はマスクを着用する・1日3回の施設消毒を行う
- ・定期的に室内の換気を実施する〔常に換気が行われている状態にする〕
- ・状態、状況状態に応じたスタンダードプリコーション（標準予防策）を徹底する（屋外での対応）
- ・職員が利用者宅への訪問する際は、手指消毒キットを携帯し、入退室時に全身と手指の消毒をする。

（感染者がいる場合）

- ・発熱、咳痰、発汗、呼吸、意識レベル、頻脈、血圧異常は SPO<sub>2</sub>〔血中酸素飽和濃度〕を測定し、症状ある期間は継続する（通い対応時）
- ・バイタル異常及び感冒症状等、感染の疑いがある方は帰宅
- ・装着可能な方はマスクを使用する。手洗いの徹底等、防御策を実施

～職員に対して～

- ・職員の出社時の体温測定・手洗い・マスク着用等の感染予防対策等の徹底。不要不急の外出の自粛、家族の健康状態にも最新の注意を怠らない
- ・職員の体調不良時は、管理者に連絡し指示を仰ぐ。自宅療養の場合は、検温、及び心身状態を一定期間報告する

## 第4章 平常時における備え

### (事業所の外部環境)

第12条 法人の施設における周辺地域の外部環境を常時把握しておく。特に、周辺の河川には注意を払うことが必要である。

### (事業所の安全対策)

第13条 地震動による転倒や移動または落下等の二次的被害を防ぐために、以下の対策を行う。

#### (1) 落下物・倒壊への対策

- ①書棚や食器棚等のガラス製のものは割れても飛散しないようガラス飛散防止フィルム等で補強を行う。
- ②机、ロッカー、筆筒、冷蔵庫などの電化製品等は、金具等で固定するなど、転倒や移動の防止を図る。
- ③照明器具や壁掛け時計等の取り付け状態を点検し、落下防止の対策を行う。
- ④利用者が日常的に使用するスペース等には極力物を置かず、災害時の安全スペースと動線確保に努める。(防災・衛生チェック表にて管理)

#### (2) 避難経路の確認等

- ①事業所内の避難経路や消火器の設置場所等については、建物平面図等に記載し、誰もが確認できる場所に貼り出しておく。
- ②利用者の状況に応じた避難方法(徒歩・車椅子等)を、職員が認識できるよう周知を行う。
- ③日常的な散歩コースについて、危険箇所及び避難場所の図面を作成し、外出には持参する。

### (備蓄品の整備等)

#### 第14条

長期停電時・長期感染対策時の備蓄品リストに基づき備蓄品を整備する。その際、以下の点に注意する。

- ①備蓄食糧は非常食献立表に基づき、必要食数を確保する。ただし、長期停電に伴う食料備蓄については、3日間の備蓄食料が切れる前に、長期停電の可能性が少しでも疑われた時点で、災害対策本部の運用より、常温での食料確保を区役所等より調達し、施設へ搬送する。
- ②期限を過ぎた飲料水は可能な限り事業所で保管し、生活用水として活用する。③日常的に使用する備品については、通常使用分以外にも備蓄分を確保し、定期的に更新を行いながら管理する。

- ④利用者個別の服薬情報や医療事項を記載した緊急カード（各施設運用のフェイスシート等）を作成し、控えを含め保管する。（氏名、生年月日、血液型、服薬情報、医療行為の必要性、その他注意事項等）
- ⑤職員も「災害時対応職員携帯カード」を常時携帯する。
- ⑥災害発生後、一定期間ゴミの収集が行われないと想定し、ゴミの一時保管場所等についても職員間で検討し、情報を共有する。
- ⑦リストに記載のない発電機等の使用方法については、訓練等の機会に使用方法を職員全員が理解できるよう努める。

（訓練の実施・計画の見直し等）

第15条 災害時において、利用者と職員の安全を確保し、BCPで定めた優先業務等を効果的に遂行し、また、より具体的で実践的な内容にするためには、職員全員がBCPや災害時の優先業務等の内容を認識し、課せられた役割を確実に実施出来ることが必要である。

そのために、BCPの周知とBCP第4条に記載の訓練を繰り返し行い、その過程で明らかとなった課題や対策等については防災委員会で年に1回見直しを行い、防災対策本部・職員会議でPDCAサイクルを通じてBCPの継続的な改善を行う事とする。

（注）PDCAサイクル Plan：計画の策定 ⇒Do：周知・訓練の実施 ⇒Check：点検・検証 ⇒Action：計画の見直し

（附則）

1. このBCPは、令和3年10月1日より施行する。
2. このBCPは、関係法令の改正や社会的情勢及び法人の事業展開に合わせて、防災委員会で検討を行い、理事長の決裁により改定施行する。